

議案第 25 号

木古内町空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例制定について

木古内町空き家等の適正管理に関する条例（平成 26 年条例第 14 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 30 年 3 月 6 日 提出  
木古内町長 大森 伊佐緒

木古内町空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例

木古内町空き家等の適正管理に関する条例（平成26年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第16条を第17条とし、第12条から第15条までを1条ずつ繰り下げ、第11条の次に次の1条を加える。

（助成）

第12条 町長は、別に定めるところにより空き家等の所有者等に対し、解体に要する費用の助成を行うことができる。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。